



{徳島県環境影響評価条例等の一部改正（素案） ～より環境に配慮した環境アセスメント制度へ～} について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、環境影響評価（環境アセスメント）制度を規定する徳島県環境影響評価条例等の一部改正を行うこととし、その「素案」についてとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えます。ぜひ、あなたの意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

平成26年11月5日（水）～ 平成26年12月5日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名、住所及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

http://www.pref.tokushima.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570（住所記入不要）徳島県 評価検査課あて

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2756 徳島県 評価検査課あて

④持参の場合

徳島県庁2階 評価検査課まで

（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県民環境部 環境管理課 土砂担当 ☎088-621-2276

（提出方法について）徳島県 評価検査課 県政評価担当 ☎088-621-2720

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用下さい。

〒770-8570

徳島県 評価検査課 行
（パブリックコメント）

徳島県環境影響評価条例等の一部改正（素案）について

平成 26 年 11 月
徳島県県民環境部環境管理課

1 徳島県環境影響評価条例とは

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行いその結果を公表して、住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度です。

徳島県では、環境影響評価法（平成 9 年 6 月公布）の制定を踏まえ、環境影響評価の対象となる事業を幅広くとらえるなど、制度の充実を図った、徳島県環境影響評価条例（平成 12 年 3 月公布）を制定しています。

2 改正の概要

（１）「放射性物質」についての除外規定の削除【条例】

「放射性物質」については、これまで環境アセスメントの評価項目の除外規定とされていたが、除外規定を削除する。

（２）戦略的アセスメント（配慮書）の導入【条例】

戦略的アセスメントは、「事業実施」段階で環境アセスメントを実施していたものを「事業計画」段階で実施することにより、複数案を比較・検討するなど、環境への影響を更に低減させる制度を導入します。

（３）風力発電事業を対象事業に追加【規則】

風力発電事業を、環境アセスメントの対象事業に追加します。

（対象規模）

第1種事業	7,500～10,000kW（義務）
第2種事業	5,000～7,500kW（任意）

※第1種事業：必ず環境アセスメントの手続を行う必要のある事業

第2種事業：環境アセスメントの手続が必要かどうか個別に判定する事業

（４）その他

法改正に伴い必要となる所要事項の改正を実施する。

（電子縦覧・方法書の説明会の義務化等）

3 改正の理由

平成23年4月及び11月に環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の一部を改正する法律等が公布され、方法書の作成前の手続として計画段階配慮書の手続の新設、方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書の電子縦覧による公表が義務化、並びに風力発電事業が対象事業に追加されました。

また平成25年6月21日に放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律が公布され、環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定が削除された趣旨を踏まえ条例の所要の改正を行います。

4 施行日

平成 27 年 6 月 1 日（予定）



Q1 環境アセスメントとは？

交通の便をよくするために道路や空港をつくること、水を利用するためにダムをつくること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々や行政機関から意見を聴き、それを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



Q2 環境アセスメントの手続とはどのようなものですか？

どのような事業を行うか、またその規模によって、環境影響評価法（以下、法と言います。）又は徳島県環境影響評価条例（以下、条例と言います。）の手続を行う必要があります。

事業者は、法及び条例で規定された手続（調査、予測及び評価）を行うにあたって、それらをまとめた環境影響評価図書（配慮書（この度の条例改正で追加される）、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書（※ Q 6））を作成するとともに、各段階で公表等と併せ、一般の方々から意見聴取を行い、環境に配慮した事業を実施するための情報を入手し、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

（→ 参考に別添「徳島県環境影響評価条例パンフレット」を参照してください）



Q3 環境影響評価法と徳島県環境影響評価条例との違いはあるのですか？

法及び条例では、それぞれの規則等で、環境影響評価（環境アセスメント）を行う必要がある事業とその適用規模を定めています。

法では13事業、条例では20事業（法の13事業を全て含みます。）を対象事業とし、その規模については、法の規模のおよそ50%から75%の規模を条例の対象事業としています。（→ 別添資料1を参照してください。）

本条例は、地域の実情を踏まえて対象事業を幅広くし、法と役割を分担することによって、大規模な開発事業を実施する事業者に、より環境に配慮をした事業の実施を促す仕組みとしております。



Q4 いままで徳島県内で環境アセスメントを実施したことはありますか？

徳島県内では、これまで計9件の環境アセスメントが実施されており、対象となった事業の種類としては、道路、飛行場、発電所、公有水面の埋立てがあります。

実施の根拠となった法令等の内訳は、閣議決定要綱（閣議アセス）等7件、環境影響評価法1件、徳島県環境影響評価条例1件となっています。

（ → 別添資料3を参照してください。）



Q5 この度の改正の内容について具体的にどのようなものですか？

（1）「放射性物質」についての除外規定の削除

徳島県環境影響評価条例において、これまで放射性物質については環境影響評価の評価対象としていませんでしたが、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出されたことから、国において環境影響評価法が見直され、放射性物質が評価対象となることから、当条例においても同様に見直すこととしました。

（2）戦略的アセスメント（配慮書）の導入

戦略的アセスメントとは、事業の実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」すなわち、事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とするアセスメントです。

例えば、道路・鉄道のルート、ダム・飛行場・廃棄物最終処分場などの位置や規模等について複数案を設定し、その複数案について環境影響の程度を比較評価し、環境面から見た各案の長所・短所、特に留意すべき環境影響を整理することで、事業の実施者が環境への配慮を行う仕組みです。

（3）風力発電事業を対象事業に追加

徳島県環境影響評価条例と施行規則は、環境影響評価（アセスメント）を行う必要のある事業とその規模要件を規定しています。

現在、20事業が対象事業として規定されていますが、この度の改正で、対象事業の「発電所」の中の一つに「風力発電所」を加えることとしました。

（ → 別添資料1を参照してください。）

（4）その他

①電子縦覧の義務化

- ・事業者は、環境影響評価図書（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書（※ Q 6））についてインターネットの利用その他の方法により公表（※ Q 7）することが義務づけられます。

②方法書についての説明会の開催の義務化。

- ・これまで、準備書の説明会については条例で義務化されていましたが、今後、方法書についても義務化されます。

③法の改正に伴う所要の整理

- ・名称の変更
- ・条号ずれ

- ・環境影響評価法での配慮書導入に伴う知事が意見を述べる場合の手続の規定
- ・その他



Q6 環境影響評価図書とは？

環境影響評価図書とは、環境アセスメントの手続の中で事業者が作成する図書の総称で、次の5つが条例で規定された図書にあたります。（※（案）についてはこの度の改正で導入される予定です。）

- ①計画段階環境配慮書（配慮書）（案）
- ②環境影響評価方法書（方法書）
- ③環境影響評価準備書（準備書）
- ④環境影響評価書（評価書）
- ⑤事後調査報告書（報告書）

（主な内容）

- ①配慮書： 事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるものです。
- ②方法書： これから行う環境アセスメントの方法を伝えるものです。
 - ア 対象事業の目的及び内容
 - イ 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - ウ 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - エ 配慮書を作成した場合は、その関係書類（案）
- ③準備書： 環境アセスメントの結果を伝えるものです。
 - ア 方法書の内容
 - イ 方法書について環境の保全の見地から寄せられた一般の方々からの意見の概要と事業者の見解
 - ウ 方法書について環境の保全の見地から述べられた知事の意見
 - エ 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法
 - オ 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置及び検討の経緯など）
 - カ 事後調査の実施計画
- ④評価書： 準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したものです。
- ⑤事後報告書： 環境保全措置等の実施状況について、伝えるものです。
 - ア 対象事業の目的及び内容
 - イ 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - ウ 対象事業に係る工事の実施状況及び土地又は工作物の供用状況
 - エ 環境の保全のための措置の実施の状況
 - オ エに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じ講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置の実施状況（案）
 - カ 事後調査の結果等
 - キ 事後調査報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合はそ



Q7 環境アセスメントにおける公表手続とは？

公表の方法として、これまでは事業者の事務所等でありましたが、この度の改正で、事業者がウェブサイトで環境影響評価図書を公表することが義務づけられました。

また、情報交流を効果的に実施するために、これまでの準備書段階での説明会の開催に加え、この度の改正で、方法書作成段階での説明会の開催が義務化されました。



Q8 どんな意見を出せばいいのですか？

別添素案の概要をご一読いただき、今回の徳島県環境影響評価条例等の改正において予定している事項について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。



Q9 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例等の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては改正に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。

資料1

環境影響評価対象事業の規模一覧

項 番 号	対 象 事 業		環境影響評価法		徳島県環境影響評価条例	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
1	道路	高速道路	すべて	—		
		一般国道	10km以上(4車線以上)	7.5km以上	7.5km以上(4車線以上)	5～7.5km
		県道、市町村道等			7.5km以上(〃)	5～7.5km
		大規模林道	20km以上(幅6.5m以上)	15km以上	15km以上(幅6.5m以上)	10～15km
		農業用道路			15km以上(〃)	10～15km
2	河川	ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
3	鉄道	新幹線	すべて	—		
		普通鉄道	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
		軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
4	飛行場		滑走路長 2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250～1,875m
5	発電所	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上	2.25万kw以上	1.5～2.25万kw
		火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	11.25万kw以上	11.25万kw以上	7.5～11.25万kw
		火力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		原子力発電所	すべて	—		
		風力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	(案)7,500kw以上	(案)5,000～7,500kw
6	廃棄物処理施設	一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		し尿処理施設			150kl/日以上	100～150 kl/日
		廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15～25ha
7	公有水面の埋立て及び干拓		50ha超	40ha以上	40ha超	25～40ha
8	土地区画整理事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
9	新住宅市街地開発事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
10	工業団地造成事業		100ha以上	75ha以上	70ha以上	35～70ha
11	新都市基盤整備事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
12	流通業務団地造成事業		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
13	住宅団地の造成事		100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
14	工場・事業				排ガス量10万m3/時以上	5～10万m3/時
					排水量1万m3/日以上	5～1万m3/時
15	下水道終末処理場				人口10万人以上	5～10万人
16	岩石又は砂利の採取				50ha以上	25～50ha
17	レクリエーション施設	第二種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		自然公園(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		都市公園(施行区域)			75ha以上	50～75ha
18	農用地の造成事業				75ha以上	50～75ha
19	畜産施設の設置(造成面積)				50ha以上	25～50ha
20	複合事業				規則で規定	規則で規定

赤字：この度の条例等の改正で対象事業に追加

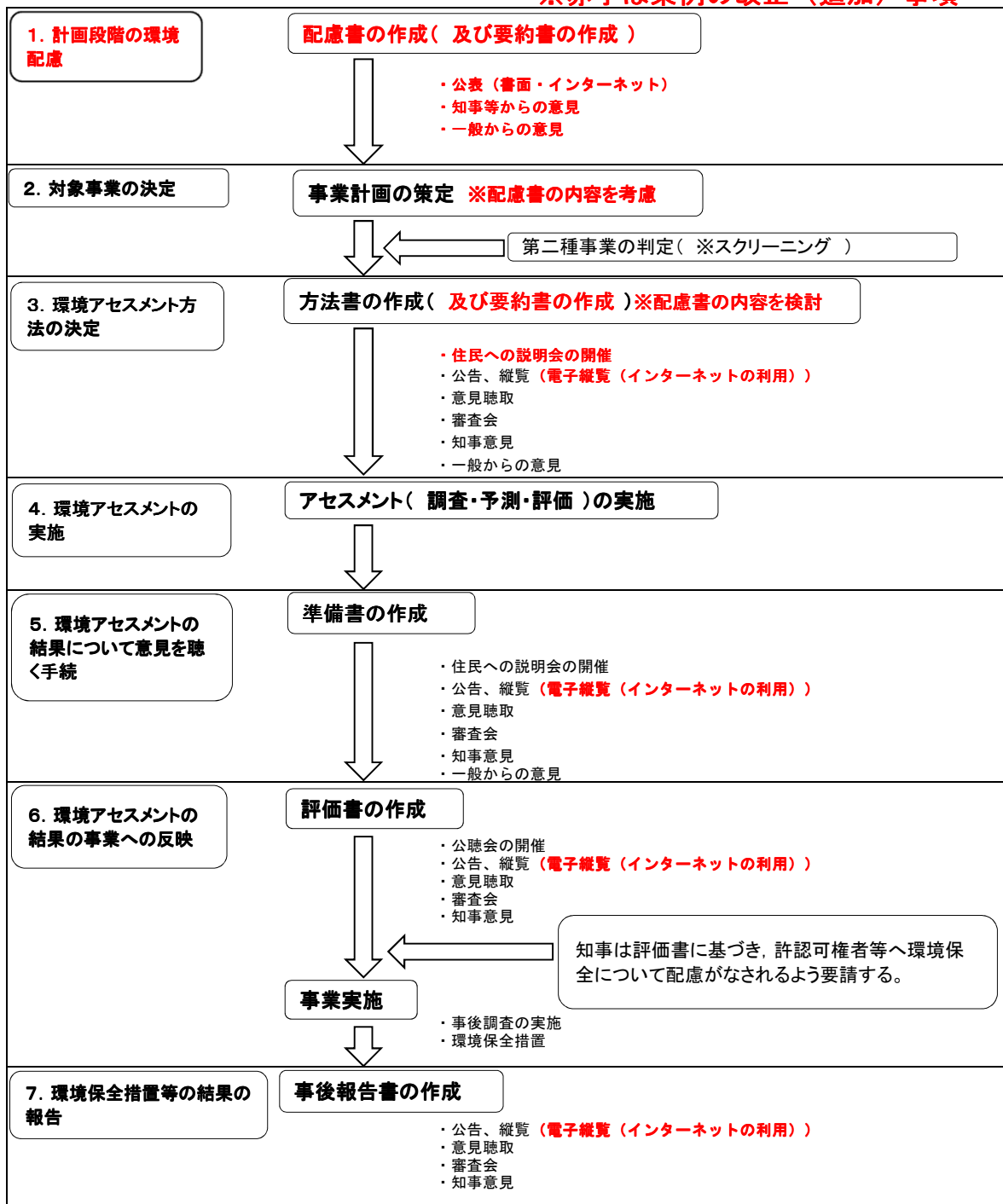
※第1種事業：必ず環境アセスメントの手続を行う必要のある事業。

第2種事業：環境アセスメントの手続が必要かどうか個別に判定する事業

資料 2

徳島県環境影響評価条例（改正案）の手続

※赤字は条例の改正（追加）事項



- 配慮書（事業計画の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるものです。）
- 方法書（環境アセスメントを行う項目等の方法をまとめたものです。）
- 準備書（環境アセスメントの結果と事業者の考えをまとめたものです。）
- 評価書（準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したものです。）
- 事後調査報告書（事業実施にあたり、その工事中又、供用中の環境保全措置等の実施状況についてまとめたものです。）

※スクリーニング

条例及び規則で、環境アセスメントを行う事業と規模を規定しています。（資料1を参照して下さい。）

第一種事業の規模の事業は、必ず環境アセスメントの手続きが必要ですが、第二種事業の規模の事業については、環境影響への程度によって今後の手続を個別に判断します。

徳島県内における環境影響評価の実績

対象事業	評価書等 発行年月	実施根拠
四国縦貫自動車道（美馬町～川之江市間）	昭和63年11月	*1閣議決定要綱
四国横断自動車道徳島津田線 （鳴門市～板野間）	平成 3年 6月	閣議決定要綱
橘湾発電所・橘湾火力発電所	平成 6年 1月	*1通産省省議決定
小松島港赤石地区港湾整備事業	平成 6年 5月	閣議決定要綱
徳島東部都市計画道路1.3.2小松島鳴門線 ・ 徳島東部都市計画道路1.3.3川内線	平成 6年10月	閣議決定要綱
一般国道55号日和佐道路	平成 8年 1月	閣議決定要綱
徳島東部都市計画道路1.3.2阿南鳴門線	平成 8年12月	閣議決定要綱
徳島飛行場拡張整備事業・徳島空港周辺整備 事業	平成12年 8月	環境影響評価法
徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業	平成13年12月	*1小松島港沖洲（外） 地区整備事業環境 影響評価要綱， *2環境影響評価条例

* 1 「閣議決定要綱」「通産省省議決定」「小松島港沖洲（外）地区整備事業環境影響評価要綱」は、環境影響評価法及び徳島県環境影響評価条例の前身となる制度です。環境影響評価法の全面施行（平成11年6月12日）以前は、「閣議決定要綱」等に基づいて、環境アセスメントの手続が行われていました。

* 2 「小松島港沖洲（外）地区整備事業環境影響評価要綱」に基づく環境アセスメントの手続を行っていましたが、徳島県環境影響評価条例が平成13年3月27日に全面施行されたことに伴い、「徳島県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメントの手続に移行しました。

環境アセスメント



徳島県環境影響評価条例のあらまし

1 環境影響評価制度とは・・・

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度です。

徳島県では、平成4年8月に環境影響評価要綱を制定、運用してきましたが、環境影響評価法（平成9年6月公布）の制定等を踏まえ、環境影響評価の対象となる事業を幅広くとらえるなど、制度の充実を図るため、平成12年3月に徳島県環境影響評価条例を制定しています。本県において行われる開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものは、環境影響評価の手続きが必要となります。

2 県等の役割

県の役割

- 環境影響評価制度の管理・運営を行う。
- 環境の保全の観点から手続きの各段階で意見を述べる。
- 情報の収集・整備・提供など環境影響評価を支える基盤の整備に努める。

市町村の役割

- 環境影響評価制度に基づく手続きが円滑に進むよう必要な協力を行う。
- 地域の環境の保全の観点から、手続きの各段階で意見を述べる。

事業者の役割

- できる限り早い段階から事業に関する情報を提供して有益な環境情報を幅広く収集し、環境影響評価を実施する。
- 自主的かつ積極的に環境の保全に配慮し、事業に係る環境影響をできる限り回避・低減する。

住民等の役割

- 環境影響評価の趣旨に即して、環境の保全の見地からの意見を述べる。



3 調査・予測・評価及び事後調査とは・・・

調査

予測・評価をするためには、その地域の環境が、現在、どのような状況であるかを知る必要があります。このため、必要な情報を収集するため調査します。

- ◆大気や水質はどの程度汚れているか
- ◆どんな生物が住んでいるか など

調査の方法は

- ◆既存の資料などを集めて整理する方法
- ◆実際に現地に行って測定・観察する方法などがあります。



予測



事業を行うと、環境がどのように変化するかを明らかにします。

予測の手法は

- ◆コンピューターなどで各種の予測式に基づいて計算する方法
- ◆同じような事例をもとに測定する方法などがあります。

評価

環境の変化について、検討します。

- ◆影響があるか、どの程度か。
- ◆影響がある場合は、影響を小さくするための対策を立てます。



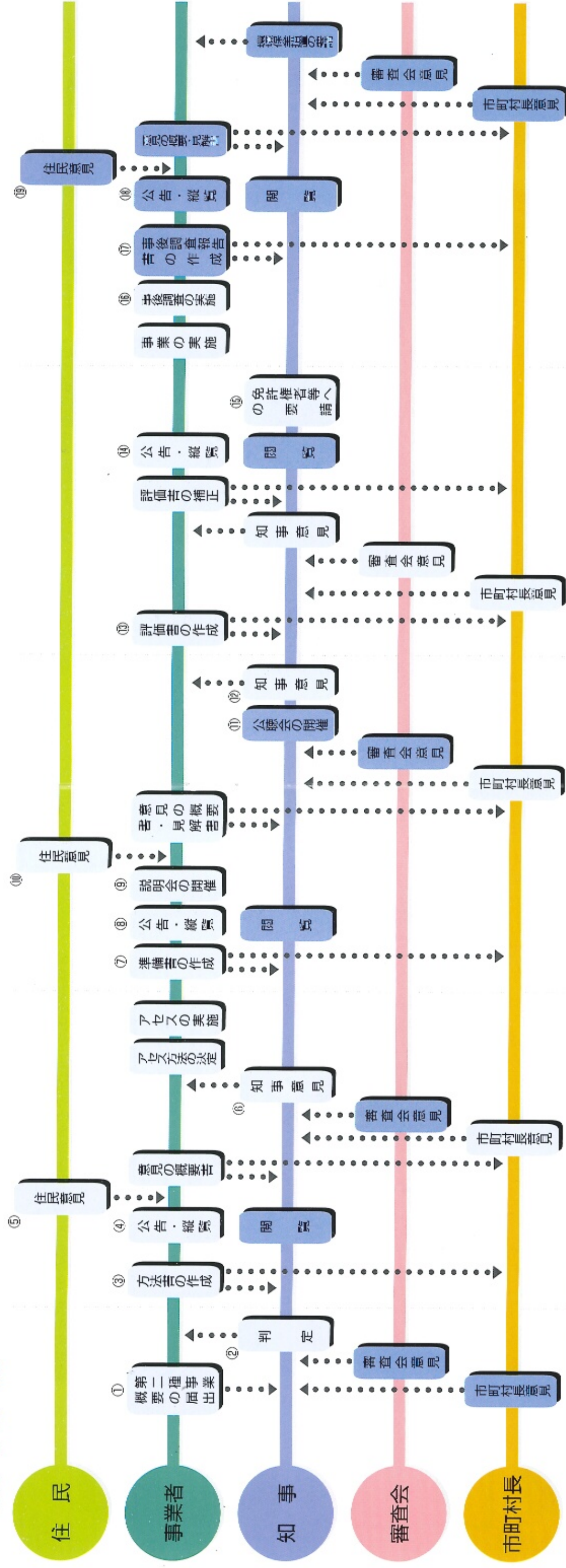
事後調査



工事中及び供用後に、影響を小さくするためにとった対策の効果などについて環境の調査を行います。



4 条例の手続の流れ



①第二種事業概要の届出

第二種事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価等の手続が必要であるか判定を受けるため、届出を行います。

②第二種事業の判定

知事は、第二種事業について、市町村長意見を勘案し、環境影響評価等の手続の必要性を判定します。第一種事業を実施しようとする者及び第二種事業であって、判定の結果、環境影響評価を実施することになった者は、③以降の手続が必要となります。

③方法書の作成

事業者（対象事業を実施する者）は、環境影響評価を行う方法を「方法書」としてとりまとめ、知事及び市町村長に送付します。

④方法書の公告・縦覧

事業者は、方法書を作成したことを公告し、公告の日から1月間、事業者の事務所などで縦覧します。

⑤住民意見

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する人は、縦覧期間及びその後の2週間の間に、事業者に対して意見書を提出することができます。

⑥知事意見

知事は、住民意見に配慮し、市町村長意見を勘案するとともに、徳島県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、事業者に対して意見を述べます。

⑦準備書の作成

事業者は、環境影響評価の結果や事後調査の実施計画を「準備書」としてとりまとめ、知事及び市町村長に送付します。

⑧準備書の公告・縦覧

事業者は、準備書を作成したことを公告し、公告の日から1月間、事業者の事務所などで縦覧します。

⑨説明会の開催

事業者は、住民の方に準備書の内容についての理解を深めていただくため、縦覧期間内に、関係地域内において説明会を開催します。

⑩住民意見

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する人は、縦覧期間及びその後の2週間の間に、事業者に対して意見書を提出することができます。

⑪公聴会の開催

知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する人の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができます。

⑫知事意見

知事は、住民意見に配慮し、市町村長意見を勘案するとともに、徳島県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、事業者に対して意見を述べます。

スクリーニング手続

方法書手続

準備書手続

評価書手続

事後調査手続

⑩事後調査の実施

事業者は、評価書に記載した事後調査の実施計画に基づいて、事後調査を実施します。

⑪事後調査報告書の作成

事業者は事後調査の結果を「事後調査報告書」としてとりまとめ、知事及び市町村長に送付します。

⑫事後調査報告書の公告・縦覧

事業者は、事後調査報告書を作成したことを公告し、公告の日から1月間、事業者の事務所などで縦覧します。

⑬住民意見

事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する人は、縦覧期間及びその後の2週間の間に、事業者に対して意見書を提出することができます。

※ 環境影響評価法の対象事業（法対象事業）については、法律に基づいた手続がとられますが、条例により法対象事業についても 〇 の手続が加えられることがあります。

5 環境影響評価の項目

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

大気環境

- 大気質 ○騒音 ○振動 ○悪臭
- その他大気環境に係る環境要素

水環境

- 水質 ○水底の底質
- 地下水の水質及び水位
- その他水環境に係る環境要素

土壌に係る環境その他の環境

- 地形及び地質 ○地盤 ○土壌
- その他の環境要素

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物

植物

生態系

3 人と自然との豊かな触れ合いの確保

景観

人と自然との
触れ合いの
活動の場

4 環境への負荷

廃棄物等

温室効果
ガス等



6 条例の対象事業

条例の対象事業には、必ず環境影響評価を行う「**第一種事業**」と環境影響評を行うかどうかを判定する手続きをとる「**第二種事業**」があります。

対象事業の種類		第一種事業		第二種事業
1	道路			
	一般国道等 林道、農業用道路	4車線 幅員6.5m	7.5km以上 15km以上	5km～7.5km 10km～15km
2	河川			
	ダム 堰 放水路	湛水面積 湛水面積 改变面積	75ha以上 75ha以上 75ha以上	50ha～75ha 50ha～75ha 50ha～75ha
3	鉄道			
	普通鉄道 軌道	7.5km以上 7.5km以上		5km～7.5km 5km～7.5km
4	飛行場	滑走路長	1,875m以上	1,250m～1,875m
5	発電所			
	水力発電所 火力発電所（地熱以外） 火力発電所（地熱）	出力 出力 出力	22,500kw以上 112,500kw以上 7,500kw以上	15,000kw～22,500kw 75,000kw～112,500kw 5,000kw～7,500kw
6	廃棄物処理施設			
	廃棄物焼却施設 し尿処理施設 廃棄物処分場	150t/日以上 150㎤/日以上 25ha以上		100t/日～150t/日 100㎤/日～150㎤/日 15ha～25ha
7	公有水面埋立て	40ha超		25ha～40ha
8	土地区画整理事業	75ha以上		50ha～75ha
9	新住宅市街地開発事業	75ha以上		50ha～75ha
10	工業団地造成事業	70ha以上		35ha～70ha
11	新都市基盤整備事業	75ha以上		50ha～75ha
12	流通業務団地造成事業	75ha以上		50ha～75ha
13	住宅団地の造成事業	75ha以上		50ha～75ha
14	工場・事業場	排ガス量 排水量	100,000㎥/時以上 10,000㎥/日以上	50,000㎥～100,000㎥/時 5,000㎥～10,000㎥/日
15	下水道終末処理場	計画人口	100,000人以上	50,000人～100,000人
16	岩石又は砂利の採取	50ha以上		25ha～50ha
17	レクリエーション施設			
	第二種特定工作物 自然公園 都市公園	50ha以上 50ha以上 75ha以上		25ha～50ha 25ha～50ha 50ha～75ha
18	農用地の造成事業	75ha以上		50ha～75ha
19	畜産施設の設置	50ha以上		25ha～50ha
20	複合事業	8～13及び16～19のいずれか2以上の事業が併せて一の事業として行われるもの		

上表は、徳島県環境影響評価条例施行規則別表第1を要約したものです。



オープンとくしま・パブリックコメント 「徳島県環境影響評価条例等の一部改正 (素案) について～より環境に配慮した環境 アセスメント制度へ～」意見提出用紙

氏 名【必須】			
住 所【必須】		〒 -	
電話番号			
性 別	男・女	年 齢	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60代・70歳以上

ご意見・ご提言等

◎提出先(意見提出用紙は評価検査課にご提出ください。)

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県 評価検査課

TEL番号 (088)621-2720 FAX番号 (088)621-2756)

◎問合せ先(素案の内容等については環境管理課へお問い合わせください。)

〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県 県民環境部 環境管理課 土砂担当

TEL番号 (088)621-2276

※パブリックコメントの提出先と、内容に関するお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

※なお、ご意見は、この様式以外でもご提出いただけますが、必ず氏名と住所を明記してください。